

第 16 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年12月12日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 16 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成25年12月12日（木曜日）

午前10時2分開議

午前11時18分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員（15人）

委員長 溝口幸治
副委員長 池田和貴
委員 前川 收
委員 大西一史
委員 井手順雄
委員 松田三郎
委員 重村 栄
委員 田代国広
委員 松岡 徹
委員 西 聖一
委員 淵上陽一
委員 増永慎一郎
委員 杉浦康治
委員 前田憲秀
委員 甲斐正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部長 岡村 範 明
理事兼市町村・税務局長 楢木野 史 貴
首席審議員兼人事課長 金子 徳 政
財政課長 福 島 誠 治
税務課長 渡 辺 克 淑
市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 高山 寿一郎

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 内田 安 弘
企画課長 小原 雅 晶

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古閑 陽 一

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長 宮尾 千加子

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 出田 貴 康

農林水産部

農林水産政策課長 田中 純 二

土木部

監理課長 成 富 守

審議員兼

都市計画課課長補佐 田尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 能登 哲 也

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 板橋 徳 明
議事課主幹 左 座 守

午前10時2分開議

○溝口幸治委員長 ただいまから第16回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件、道州制に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

それでは、議題1と2について、小原企画

課長お願いいたします。

○小原企画課長 企画課の小原でございます。

それではまず、地方分権改革関係について御説明をいたします。

資料、地方分権改革関係をめくっていただいて、3ページをお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページ一番下の枠囲み、政権交代後の動きについてでございますが、9月の特別委員会で御報告をさせていただいた以降は、法案成立や閣議決定といった大きな動きはあっておりません。

しかしながら、一番下の下線、事務・権限の移譲等に関する見直し方針については、去る12月10日に第11回地方分権改革有識者会議で了承されており、それを受け今月中に地方分権改革推進本部で決定され、同じく今月中に閣議決定がなされる予定です。

次に、4ページをお開きください。

ことし6月に成立した第3次一括法に係る本県の取り組み状況について御説明いたします。

ページ上段の枠囲み、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大というところをごらんください。

9月の特別委員会で御説明した内容から変更となった部分は、表の一番右の欄、提案状況の欄になります。前回御説明した段階では、条例制定の時期が未定のものが多い状況でしたが、一番左の欄の法律名、上から地方公務員法、地方税法、社会教育法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律並びに介護保険法の介護保険審査会の委員の定数を条例で定める部分の5法令分につきましては、平成26年2月議会に条例案を提案する予定で準備を進めております。それ以外の介護保険法の居宅介護支援事業の運営基準等の部

分及び民生委員法につきましては、平成27年4月まで経過措置が設けられておりますので、平成26年度中の条例改正を予定しております。

次に、同じページ下の欄、基礎自治体への権限移譲ですが、こちらは9月の特別委員会で御説明した内容から変更はございません。

次に5ページが、第3次一括法の対応に関する工程表でございます。こちらも9月の特別委員会で御説明した内容から大きな変更はございませんが、26年4月の施行に向け条例提案準備など必要な準備作業に取り組んでるところでございます。

6ページをお開きください。

9月13日に第3回地方分権改革推進本部で示された資料で、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について記載されております。こちらの資料につきましては、9月の特別委員会で御報告したところですが、先ほど申し上げましたとおり去る12月10日に、第11回地方分権改革有識者会議で、事務・権限の移譲等に関する見直し方針が示されましたので、そちらの内容も含めて改めて御説明いたします。

2つ目のポツの、当面の方針の枠囲みをごらんください。

国から地方公共団体への移譲等の検討がなされている事務・権限について、1番目の(1)地方公共団体に移譲する方向の事務・権限から、(4)引き続き検討・調整を要する事務・権限の4つのカテゴリーに分類されております。

(2)関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限、これが29事項、及び(4)引き続き検討・調整を要する事務・権限24事項について移譲の見直しができないか、各府省等にて改めて検討がなされました。

その結果、12月10日に開催された第11回地方分権改革有識者会議で了承された事務・権

限の移譲等に関する見直し方針では、この(1)の地方公共団体に移譲する方向の事務・権限がここには44事項と書いてございますが、これが48事項と4項目ふえ、(3)の移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限が、こちらでは3事項と書いておりますが、これが17事項となりました。

なお、事務・権限の移譲等に関する見直し方針では、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に加え、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についても見直し方針が示されています。

これらの法律改正事項につきましては、同6ページ一番下の(5)のとおり、一括法案等を、平成26年通常国会に提出することを基本とされています。

次に7ページをごらんください。

こちらは10月28日に佐賀県で開催された九州地方知事会議において「分権型社会の確立に向けた取組について」という特別決議がなされたものです。会議では、これまでの九州広域行政機構などの分権型社会の確立に向けた活動を踏まえ、現在政府が進めている分権や道州制の議論に、九州地方知事会としてどう対応するかについて議論され、この特別決議としてまとめられました。ページの右側半分が要望の具体的な3つの項目となります。

まず1ですが「今後の展望を明らかにするとともに、道州制の議論にかかわらず、分権改革を着実に推進すること。」としております。

次に2ですが「国から地方への権限移譲については、地方分権改革推進本部で決定した「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」に基づき、着実に取組を進めること。」「ハローワークや農地転用など地方からの要望が強い分野の見直しを強力に進めること。」また、国の出先機関の地方移管については、これまでの議論を踏まえて複数の県域にまたがる事務・権限

の移譲も含め、議論を前向きに進めてもらいたいとしております。

次の3につきましては、道州制の部分についてでございますので、後ほど御説明させていただきます。

地方分権改革関係の説明は、以上です。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。10ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。ゴシック体、少し太く書いてあるのが本県内の動きでございます。下線を引いているのが、今回新たに御説明する内容となります。

まず9月26日、自民党道州制推進本部から全国知事会に回答としておりますが、これは全国知事会が、8月6日に自民党道州制推進本部に要請してございました内容に対する回答でございます。その内容につきましては、次の11ページをごらんください。

済みません、縦書きになっておりますが、このページは、11月8日に開催された全国知事会議で配付され、報告された内容のものであります。道州制に係る要請活動について、全国知事会の活動の経緯と回答の概要を記載しております。

まず上の部分の黒四角のところ、8月6日、自由民主党道州制推進本部へ全国知事会が要請しておりますが、その内容は、基本法案には道州制の必要性や理念、姿が明確に示され、その上で国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明確にされなければならないというものでした。

それに対し、その次の白四角、9月26日の自民党の回答は、中ほどの四角囲みでございますが、一番最初に「基本法案は道州制の導入を前提とするものではない。」「基本法案は、道州制国民会議を設置し、道州制の在り方について基本的な検討を行い、その結果を議論のたたき台として取りまとめ、その後国民的議論に資することを趣旨とする。」「道州

制をどのような形にするべきかなどを含め、道州制国民会議で全て検討すべきものと考えている。」「地方分権の推進については、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達しているというのが当本部の基本認識である。」としており、道州制の内容については、道州制国民会議で検討されるものということで、より詳しい内容を法案に記載することはないという姿勢が示されました。

このため全国知事会は10月8日、自由民主党道州制推進本部に書簡を送付し、要請の各項目を基本法案に明確に反映されるよう改めて要請しております。その内容は、次の12ページでございます。

12ページでございます。5段落目でございます。全体の真ん中より少し下でございます。「しかしながら」のところでございます。「しかしながら」の、それから4行目でございます。「本会要請項目は基本法案の内容として盛り込まれるべき事項との位置付けであるのに対し、それらに対する回答の多くが「道州制国民会議において検討されるもの」とされております。つきましては、今後の基本法案の御検討に当たっては、本会要請の各項目を基本法案に明確に反映されますよう改めてお願い」としてしております。

申しわけありません、再び10ページに戻っていただきまして、下線の引いてある10月28日の分でございます。

10月28日には、先ほど地方分権の中でも御説明いたしました、九州地方知事会議が佐賀市で開催され「分権型社会の確立に向けた取組について」という特別決議を行っております。

恐れ入りますが、もう一度7ページをごらんください。左側の3段落目です。真ん中ほどでございます。「一方、与党において「道州制推進基本法案」が検討されるなど、国において道州制に関する議論が活発化しているが、依然として、その理念や具体的な将来像

は明らかにされておらず、地方自治の将来について不安や懸念の声も上がっている。もとより道州制は、国と地方の役割分担を見直した上で、国から地方に大幅な事務・権限を移譲することにより中央集権体制を見直し、地域の活力をもって、国の更なる発展を目指すべきものであり、地方の求める真の地方分権改革として取り組まれるべきものである。」としております。

その上で次の段落ですが「九州地方知事会としては、九州・山口地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、真の分権型社会の確立を目指し、引き続き、市町村等との意思疎通を深めながら、地方分権改革に関する議論に対し、地方の立場から積極的に参画していく所存である。」としており、市町村などからの不安や懸念の声を踏まえて、意思疎通を深めながら議論に参画していくこととしております。

そして右側の3番目ですが、道州制については、国のあり方を大きく変革するものであることから、まずは、国、地方を通じた統治機構のあり方や、国民生活に与える効果などについて、理念や具体的な将来像を明らかにしていく必要があること、また、将来像を議論するに当たっては、国の役割を国本来の役割に限定し、地方の役割を拡大していくことを基本として、地方の意見を十分に踏まえ、国民的な議論を行う必要があるとしております。

申しわけございません、再び10ページに戻っていただいて、次に下から3行目でございます。11月13日、町村議会議長の全国大会が開催され、道州制に反対する特別決議が行われております。

また11月20日には、全国町村長大会が開催され、同じく道州制に反対する特別決議が行われております。

また先週の12月3日には、この特別委員会と県町村会、県町村議会議長会との意見交換

会が開催されております。

ちなみに、町村議会議長全国大会と全国町村長大会の特別決議の内容については、13ページをごらんください。

町村議会議長の全国大会では「道州制の導入に断固反対する特別決議」という表題であり、まず1段落目「平成20年の町村議会議長全国大会以来、あらゆる機会を通じて、道州制の導入には反対であることを政府・国会に対し強く要請してきた。」とし、次の段落で「与党においては、「道州制推進基本法案」を国会に提出する動きがあり、一部の野党においては、すでに「道州制への移行のための改革基本法案」を提出するなど、道州制の導入を目指す動きが依然としてあることに強い不信の念を抱かざるを得ない。」としております。

そして次の段落、一番下の段落ですが、道州制が導入された場合には、事実上の強制合併を余儀なくされ、地域間の格差はますます拡大するおそれが極めて強いとし、また、次のページの4行目でございます、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであるという懸念が示されております。

そして次の段落で「このような道州制は、地方分権とは似て非なるものであり、国を弱体化させるものである」とし、続けて、「むしろ今行うべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことである。」とし、最後に、「道州制の導入には断固反対する。」と結んでおります。

次の15ページが全国町村長大会の特別決議でございます。これも同趣旨でございます。中ほどより下の4段落目「道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格

差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある。」としております。

そして最後に「我々は「道州制基本法案」の国会提出と道州制の導入に断固として反対していく。」としており、道州制基本法案の国会提出自体に反対する内容となっております。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 審議事項については説明が終わりましたけれども、今回、報告事項がありますので、報告事項について財政課の福島課長から説明をお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A 4 縦の報告資料をお願いいたします。

県費負担教職員の指定都市への給与負担移管に係る財政措置のあり方に関する合意について御報告いたします。

まず、1の経緯でございます。

現在、政令指定都市とその所在の道府県におきましては、指定都市の教職員の任命権は指定都市が有している一方で、教職員定数に係る権限は県が有しており、給与等の負担も県が行っている状況にあります。

この制度上のねじれ状態の解消に向けて、本年3月に閣議決定が、また6月に地方制度調査会の答申がっております。抜粋を、その下に載せております。それらを踏まえまして、これまで道府県と指定都市との間で協議を進めてまいりました。

去る11月の14日でございますけれども、税源の移譲等について合意がなされたものでございます。

2の主な合意事項でございます。

まず1点目、税源移譲の税目と税率でございます。現行で4%となっております個人住民税所得割の半分当たる2%を移譲するこ

ととしております。

2点目ですが、税源移譲以外の一般財源につきましても、地方交付税制度により調整することとし、その調整については国に要請をしたところでございます。

3点目は、その移譲時期でございますが、平成29年度を目途に、可能な限り早期に行われるよう実務的な検討・準備を進めるということになりました。

これらを受けまして、今後、国におきまして必要な法律の改正等が行われることとなります。

参考までに、熊本県と熊本市の税源移譲の試算を載せております。

平成24年度の決算ベースで、熊本市に移管する教職員給与費等は約343億円でございます。国庫補助金を除いた事務移譲に必要な一般財源が260億円でございます。

今回の合意によりまして、税源移譲する額は109億円で、枠組みしている部分です。また、残り151億円が、地方交付税等で措置されることとなります。

なお、この税源移譲が県民の税負担に影響を及ぼすことはございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○田代国広委員 先日、一般質問でもさせていただきましたが、熊日の新聞にも載っておったんですけども、私が賛成、重村先生が反対のような内容になっておる気がしていささか不満だったのですが——あそこに記者が来ておりますが——ここに特別決議であるじゃないですか。私はこれそのものに賛成であると同時に、今、市がこれについて全く動いてないといいますが、声が聞こえないですね。

この道州制は県を廃止するわけですから、熊本市なんかはもろ手を挙げて賛成じゃないかと思うんですよね、何となく。目の上のたんこぶが外れるような気がしてですね。他の市がなぜ余り声を上げないかという、たとえば道州制になったとしても、俺たちは市だから大丈夫だと、そういった考え方、そういった思いがありはしないかと思うんですけども、市側の反応はどうなのか、何かわかれば。市の対応と申しますか、今の考え方と申しますか、私自身はそういった憶測をするんですけども、市の熊本に対する反応はどう見られていますか。

○小原企画課長 熊本市という……（「いろんな市ですね」と呼ぶ者あり）いろんな市ですね、はい。（「熊本市ももちろんです」と呼ぶ者あり）この市長会の取り組みにつきましては、全国市長会で道州制の基本法案についての提言をやられておられます。これはもう基本的には知事会と同じスタンスでございます。自治体の機能拡大については、市町村合併が前提となることへの懸念や地方分権改革が停滞することへの懸念もありますということで、この道州制の法案においても、道州制の前提とするものではなく、道州制の基本法案とすることは国民の誤解を招くことがあるのではないかとということで、慎重な対応を国に、国というか与党には求めているところでございます。

ちなみに、熊本市は道州制推進知事・指定都市市長連合、知事と市長の連合会に加入しておられます、熊本市は、市長はですね、熊本県知事と同じく。（「推進の立場で」と呼ぶ者あり）はい、推進の立場でございます。

○溝口幸治委員長 県内の市が、道州制についてどう感じているのかという情報があれば、原課長。

○原市町村行政課長 県内14市ございまして、春と秋には市長会総会が開かれています。さきの秋の市長会においては、道州制について講師を招いて勉強会を開催されています。

そういう中で、まだ市長会としては、道州制について課題の整理とか勉強会をされている段階と承知しております。

○溝口幸治委員長 はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。

○前川収委員 11ページ、道州制の話なんですけれども、9月26日の自民党の道州制推進本部からの回答の概要が枠囲みになっていますが、ポツが4つあって、最後のポツの「地方分権の推進については、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達しているというのが当本部の基本認識である。」と。自民党の本部の認識ですから、皆さんに聞くのも変なのかなとは思っていますが、ここは非常に含みが大きいと私は思っております。例えば道州制、現行の地方自治制度ということであれば、県と市町村という2層構造——もちろん国が一番上にあるんですけれども——この構造的なものが限界なのか、もしくは県が県として対応していくのが厳しいのか。だから道州制のときには、いつも語られております基礎自治体の役割、権限を大きくするという前提に立てば、今度は基礎自治体が今のままで対応できるのかと、いろんなとり方ができるというふうに思われる文言であります。何かこの内容については情報を持っていますか。本当は、私が聞かなければいけないんでしょうけれども。

○小原企画課長 具体的な情報は持ち合わせておりません。

○前川収委員 これは知事の答弁にも時々あ

るんですけれども、一般論でなぜ道州制が必要なのかと言われると、現行の体制、地方自治の体制では、国際人口減問題、国際社会への対応が限界だという話がある。どうも、そこがいつもずれるんですね、いつもそこでずれてしまう。なぜ現行ではだめなのかという部分の説明が非常に弱いというのが私は常に感じていて、そこが曖昧であれば、結果としてこの文言が法案に反映されるときに、基礎自治体の力をつけろという話になるというのであれば、町村会が反対なさっているのはごもっともな話ということになる。県が広域連携をしていって道州にもつくらなければならないという議論があるとすれば、これは私の持論なんですけれども、今でも一部事務組合で行政の仕事の連携というのは、制度上当然できる。できるけどやってない。やってないのは、やる必要がない。やっているのは有明フェリーだけだと、熊本と長崎だけ。その他、一部事務組合と一緒に仕事をしているというのはないですね。法律上の仕事を一緒にやっているというところはない。会議を連携してやるのは当然ありますけれども、ちゃんと自治の仕事と一緒にやっているということは多分ないというふうに思いますが、そこにも結局、必要性というのが生まれてない。ただ国は、何となくそこに限界を感じているという表現だけで終わってしまっているところが、これは別に自民党が言っているだけじゃなくて、全体の道州制のイメージ、ムードの中で、そのことが感じられて仕方ない。

だからやっぱりそこは、この枠は県議会の委員会ですから、知事がなぜ限界なのかという部分をもうちょっと掘り下げて、ちゃんと説明をするべきだというふうに思うのが一つ。それと、もう一つは何だったかな、今言おうと思っていたのは。

まず、その点について何か明確なお考えというのが、いわゆる限界というのを感じて

いるということが——仮に知事が道州制が必要だという部分については、イメージとしてかなりかぶっているんですけども——皆さん側から何かあれば教えていただければと思います。

○小原企画課長 その前に、先ほどの自民党の、委員がおっしゃられた限界であるというところについてでございますが、あくまでも私見でございますが、前回の11月に自民党におきまして石田代議士のお話を聞いたときもその話がありました。先ほども分権で御報告を申し上げましたけれども、今後いろいろ国から地方においてくる分権に関しましては、やはり地方が要望して、それに対して国が精査して、それで、これはいいよというのを出してくる。ところが今回も、例えば農地の転用について、そういったものについては事後送りで、今後また検討しますという話になるように、だんだんと分権の中身も小さくなっていく。そういうことであれば、もう一気に道州制にすることによって、より大きな分権ができるんじゃないかというのが、この一番最初に書いてある意図ではないかなというふうに、私は理解しております。

それと今の御質問で、知事の、その限界であるというお話でございましたが、道州制に関してこの前の町村議会議長会会長の話をお伺いしまして、やはり一番心配されているのは、いかにその地域コミュニティーを維持し充実させていくか、そのためには、やはり住民自治を拡充していくというのが一番大事な問題であろうと。それは先ほどの説明でも、九州知事会、全国知事会でも同じようなスタンスでございます。

一方、そういった視点と、もう一つは、やはりTPPにも見られますように、グローバル化したこの経済・社会の中で、今後、地域社会をどうやってつくっていくかという国家的レベルの中で地方をどう運営していくかと

いう、やはりこの2つの視点が私はあると思っております。

こちら側の、要するにグローバル化した社会・経済の中でどうやって競争力をつけていくかということに関しては、やはり今後人口が減少していく地域社会、これは市町村だけじゃなくて県そのものも小さくなっていくので、当然県の職員も減ってきますし、県の予算も減っていく中で、当然分権はどんどん進んでいく。その中で、当然市町村が負えないものについては、広域、水平補完もございしますが、以前から前川委員がおっしゃっているように、県の立場としてもそれを支援していくという形になると、ますますこちら側のもう一つの視点であるその競争力、産業政策とか人材育成とか防災とか、そういった広域の部分においての力をつける部分というのが、拡充しなければならない部分が難しくなってくるのではないかと。そういった意味においては広域防災あるいは観光、産業、農業政策、そういったものについては規模を大きくしたほうが、よりダイナミックでスピーディーな対策がとれるというふうな理解をしております。

○前川収委員 それは確かにそのとおりでと思う部分があるから、だからこそ私は、一部事務組合等々の活用というのは、当然道州制の前段階としてあるべきじゃないかというのを持論として持っているんですね。だから、いつもそのことを言うんです。

というのは、市町村合併の前段に何があったかということ、御承知のとおり、消防の一部事務組合や上下水道の広域連携があります。市町村は、自分たちが一つ一つの市町村で対応できないと思われた、今おっしゃったような県・県ではなかなか難しいと思われたものを広域連携をしていくために、法的な一部事務組合をつくって、そこで一緒に行政事務をやってきたという経験を、我々は地元でわか

っているわけですね。ところが、知事はそうおっしゃる中で、じゃあとりあえず、今おっしゃった防災とか消防とか、まあ何でもいいですよ。これだけは、まず九州知事会みんなまとまって、一部事務組合をつくるとき全体九州でやってみようという、そういう話ぐらい出ても、それは今の法律でもできるわけでしょう。できるはずですよ。しかし、そこはないんで、やっぱりそういうのをやりながら、ああこれはいいよねという形が見えない限り、何かこじつけの議論ばかりやるということについては、非常に理解がしづらいことだと思っています。その形をやってみせて、例えば市町村民だって、我々だって、ああこれはこのほうがいいという意識が見えれば、また道州制に関する見方が変わってくるというふうに思ってますけれども。これはあくまで、ここの県議会の議論ですから、県でやれることという部分については、私は九州の中で一部事務組合をつくっても、今おっしゃったような少子化とか、グローバル化という、その中で対応するという話であれば、じゃあ商工観光政策は全部九州一円でやってみますかとかね、きちっと法的にやってみましょうという……。とにかく九州一円の事務組合はいまだに一つもないじゃないですか。一個もないですよ。他県は知りませんが、熊本は、何回も言うとおりの、有明フェリーだけです。熊本、長崎、これだけ。ほかにはないわけですから、そういう試しをやるというのも私は一つの方法だと思いますよ。重ねて言いますが、市町村はやっぱりやってきました、一部事務組合というのをつくってきた。もう県内のほとんどの地域にそういった広域行政で処理すべきものという課題については、一部事務組合の取り組みをやっている。残念ながら、九州各県で全県が参加している一部事務組合は聞いたことがありませんし、恐らく2県の間の組合だっただけかなり少ないんじゃないかなというふうに思います。

次の委員会まで結構ですので、九州の中の県単位の一部事務組合がどの程度あるのか、御報告いただければと思います。

今のはよかです、答弁は。

○重村栄委員 知事の発言等でも、今の枠組みだと限界があるという言葉が、よく聞こえます。先ほど、議論の中で出てきていますけれども。東北地方は、今度の震災を踏まえて復興に県単位の枠組みでは無理だというお話とか出てきていますけれども、その東北のはちょっと別として。現実的な話として、今、熊本県、皆さん方行政をされていて、今の枠組みで何か困ったことがあるんですか。これはこう困るんだとか、限界を感じたことが具体的に何かありますか。よくその関連をおっしゃるが、その具体的なものを聞きたいんです。それと、将来ビジョンとして、こうしたほうがもっとよくなりますとか。そういうのはわかるんですが、じゃ今現在、何か困ってるのか、今限界を感じているのか、どこに今限界があるのかという、それが何かあれば、具体的に聞きたいんです。

○小原企画課長 小さい例でもよろしゅうございましょうか。（「何でもいいから、具体的にあれば」と呼ぶ者あり）

その前に、前川委員が先ほどおっしゃられた、その一部事務組合等は調べておきます。

ただ、九州知事会の中では現在、政策連合とか、広域連携ということで、一部の環境とか、福祉とか、そういった面では、協同できるものについてはいろんな試みが今なされている状況ではございます。

それから済みません、私が昨年まで観光課長をやっておりましたので、観光の分野で申し上げますと、九州全体で取り組む方策としては九州観光推進機構ということで、九州各県、それから民間企業、これはJRの石原会長がトップでやっておられるというところで

ございます。この九州観光推進機構というのは、全国でも例を見ない非常に先進的な取り組みをなされておられて、九州観光アイランド特区ということで、特区の申請までして、それが認められて、今その準備も進めているということで、外国への誘致をされておられます。

ということで、こちらは進み方が非常に進んでおるんですが、その中で例えば、そういう機構があっても道州制だったらさらにダイナミックで、強力な、スピーディーな取り組みができるというのは常々感じておりました。

というのは、例えば一つの具体例として、人吉を、球磨地方を、今回九州の中心として売り出しをしようとする。その際、鹿児島空港と宮崎空港を使って、3県連携のものをやろうといった場合に、これはやっぱり熊本県だけではなかなか難しいものがございます。逆に、それを九州観光推進機構でやると、北のほうが「なぜ南だけするのか、一緒にやれ」という話にもなります。だから、集中と選択というのがなかなか難しい。じゃその次は、世界遺産の暫定リストに、今度は長崎と天草を一緒にパッケージにして売り出そうと、長崎空港を利用した天草ツアーをやろうといった場合に、これも単県だけではなかなか難しいものがございます。逆に、これを九州観光推進機構でやるとしても、今度は南のほうから話が出ます。かといって、じゃ今度は九州の全体のイメージを、これはやはり九州は阿蘇だよと、阿蘇で売り出そうといっても、九州観光推進機構では、九州は阿蘇だよというのはなかなか難しい部分があるんじゃないかと思っております。

そういった意味では、やはり九州が一体となって首長さんがそこに一人おられて、これでいこうと言えば、そこは非常にスピーディーに話が進むんじゃないかと思っております。（「そういうことはせぬでん、出てくるた

い、議論は」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 今回の答弁をずうっと聞いているだけでも、結局、県庁の中では何も考えてないのかなという、道州制について整理ができてないのかなという気がします。知事も要は、今の仕組みの中では限界であると。だから、そのパラダイム転換としての道州制ということをおっしゃっているんだと思うんだけど、要は、何が限界で、何ができないのかという整理ができないままに、その道州制を推進するという事に踏み切っているということに関しては、非常にこれは行政当局として考えていく中で、私は問題が多いんじゃないかなというふうに思うんですよ。その一部、今観光の話はおっしゃったけれども、じゃ産業政策の面、農業政策の面、それぞれの個別分野でどのくらい調べておられますか。国際競争力という意味で、県でやるよりもオール九州でやったほうが、いいメリットが出るものというのは、どれとどれとどれが出るのかということ、ちょっとお答えいただきたい。——いやいや、その整理ができてないと、この議論は進まないということなんです。

○内田総括審議員 済みません。先ほど小原課長が申しました観光等の分野での一体性というのがありますけれども、あと一つ、道州制で九州が一体となってという仮の話で議論しますと、一つは今の現状というよりも、いわゆる分権の中で都道府県の出先機関が持っている権限を地域のほうに持ってくる、その場合に道州制の近接性、いわゆる九州の中である程度、東北とか東京とかという関係なく、地域の中である程度、九州というエリアの中で決められる国の権限をどういうふうに

確保するか、また九州という一体性を持った動きができるかという、その2つが道州制の一つのメリットであります。特に現在、都道府県というよりも国の権限を持ってくる九州整備局ないしは農政局、経産局で、今国が地方レベルで行っているものをどういうふうに確保するかという意味合いでは、やはり道州制的な、九州府的な固まりがどうしても必要だということで、出先機関改革でいろいろ九州地方知事会と一緒にやりましたのも、やっぱりそういうような視点があると思います。

ですから、単に今の段階でのレベルという話ではなくて、将来の分権も見据えたところでの、道州制の議論があるということをお考えいただければな、というふうに思います。

ただ、やはり対アジアとか、いろんな意味では先ほど課長が言いましたように、熊本県だけではどうしようもない部分もありますし、やはり九州というくくりをどうするか。これは個別に、また事柄を集めて一体となって行っていくべきものがありましょし、政策連合とか政策連携の中で、今度はいわゆる一体となった本当の意味での、いわゆる事務組合的なものを徐々につくり上げていく必要もあるかというふうに思っています。

○大西一史委員 それでもね、やっぱり私が問いかけたことへの答えになってないです。内田さんがおっしゃったようなことにくくりで考えなければいけないというのはわかるんです。我々もそう思っているんですよ。やっぱり少子化、人口減少社会の中で団体の自治の組織のあり方をどうしていくのかということは、やっぱり当然機構改革の中でも考えていかなければいけないことだし、逆にそういう中で住民自治をどう充実させていくのかという人はいるんだけど。ただ結局、この前の委員会の視察で皆さんからお話を聞いてきたとおり、推進の方は、ずうっとグローバ

ル化が必要ですよ、だから道州制なんですよとおっしゃる。人口減少社会に対応するためにも変えていかなければならない。で、一つになったほうが世界的にも競争力は高まりますということはおっしゃるけれども、それをさらに具体的に、どこが足りないからどうしなければいけないのかという整理は全くできてない。分野別にも、観光は多分メリットは出る。例えば今、私も以前議論したと思うんですけども、中国の上海事務所とかああいうのが、各県で出すよりも、もう九州全部で一つにしてやったほうがいいじゃないと、お金をちょっとずつ出し合って、というようなことも僕は前に話した。そういうこととか出るかもしれないけど、例えば、農業分野でどの辺と一緒に九州でやれば、果たしてそれが国際競争力となっていくのか、あるいは医療ツーリズムみたいな話もあったけれども、そういったものも含めて医療の分野ではどのくらいオール九州でやったほうがいいのか、そういったメリットが出る部分というものの、その分野別の各部局ごとの整理であるとか、やっぱりそういったことを、知事がああやって進めるとおっしゃるのであれば、僕は、県の組織の中で整理をされていかなければならないと思うんです。仮にどんな形になるにせよですね。だから、そこはやっぱり今から我々も議論していかなければいけないところではあるんですが、そういう整理をするようにやっていただきたいということ。

もう一つお尋ねは、知事がこの町村会の役員と意見交換をした。で、知事は前のお話の中では、ある程度話が深まったというか、意思の疎通ができたとおっしゃっていたけれども、この前、町村会の代表の方、あるいは町村議会議長の代表の方からは、明確に反対であり、知事とは真っ向から意見が対立しているわけですよ。この状態に対して、町村会の意見に対して、知事は今何とおっしゃっているのかということですね。そこを、まず

お聞かせいただきたいのが1点。

それと、道州制を推進するに当たって具体的にどういうことを整理しておきなさいよということは、さっき言ったようなことも含めて、何か執行部に指示をされているのかどうか、この2点。2点目は、わかりますかね。要は、道州制を推進するというのは方針としておっしゃっているけれども、その推進に当たって、事務的なものの整理であるとか、そういったものをどういうふうにしるというような指示があったのかどうなのか。あっているのか、ないのか、そこを聞かせてください。2つ。

○小原企画課長 まず1点目につきまして、前回の町村会との会合に対しての知事の感想ということでございますね。

それに関しましては、知事はかねがね、それぞれ道州制に対してはいろんな意見があると、この議論をお互い意見を交換していくことが大切な過程であるというふうに、いつもおっしゃっております。

この前、前回の田代委員の答弁で申し上げたとおり、市町村の規模についても、それはさまざまな規模、形があつていいと。それは住民が望む地域のあり方に応じてさまざまな形があつていいんじゃないかということで、それができない市町村に対しては、県が支援をしていくといった、そういったサポートをする仕組みをつくっていくことも考えていくべきじゃないかと。場合によっては、道州制になっても県のような組織は残して、一時的には残していくんではないかと。決して行革のための道州制ではないということを言われております。

2点目に、その具体的な指示と……

○大西一史委員 ちょっと。それとね、その1点目のところで、この前の9月6日の意見交換の後の話だけじゃなくて、この前、県議

会の委員会に出てこられて、町村会は明確に反対をされたということに対しては、何かおっしゃっていますか。この前、委員会で出たでしょう。

○小原企画課長 3日の日に。

○大西一史委員 そうそう。その情報は当然、知事には伝わっていますか。

○小原企画課長 もちろん、はい。

○大西一史委員 これに対しての感想はどうだったのかということです。

○小原企画課長 今と同じでございます。

○大西一史委員 では、2点目を。

○小原企画課長 はい。2点目につきましては、具体的な指示については出ておりません。

○大西一史委員 とにかく、だからそういう意味では、道州制の話はどうも空中戦の議論なんですよ。道州制という何か見えないお化けの話をみんなですしているような感じがして。だから私は、そこがこの議論に対しては非常にわけがわからなくなっているというふうに思うんですね。町村会というのは、一つはやっぱり合併に対する強い抵抗心、感というか、こういったものがやっぱり一つの基礎となって反対ということになってますけれども、県の推進ということに関しては、よく整理してみるとやっぱり漠然としたこの、今のままでは限界だよねという、ここの部分に対してのその危機感はあるということで一つの推進という形になっているとは思いますが。じゃあ、それが具体的にどうかということに関しては、そこはやっぱり十分な整理

ができてないし、知事がそもそも道州制推進だと言っているのに、制度設計とか課題とか論点の整理を指示していないということは、そこはやっぱり問題だと私は思うんですけれどもね。だからそういう意味では、それは知事に本会議なり何なりで、これからまた問うていかなければいけないことだろうというふうに思うんですが、事務方としてぜひやっていただきたいのは、今の県の単位よりも九州でやったほうが良いこと、明らかにこのメリットが出そうなことというのが何なのかという整理ですね。逆に言えば、県単位でやったほうが良いんだというようなその整理、そういったものをやっぱりもう少し緻密に分析をする研究会でもつくってやっていったほうが良いと思います。推進するにせよ、どうなるにせよですね。それがやっぱり、逆に言えば、分権の本当に必要な分権というのは何なのかということを追求していくことに、私は結果的になるというふうに思うんです。だから、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○内田総括審議員 今、委員からいろいろ御指摘を受けております。平成19年から、この委員会でも議論をしてまいりました。その前に、九州では17年ぐらいからずっと議論を行ってございまして、九州地域戦略会議をベースに、民間の方も入れてやってきたという経緯があります。

実はその中で、平成20年に道州制の九州モデルというのをまとめております。その中には、ある面ではそういうときに、道州制とは、それから必要な理由、それから先ほどありました目指す姿と効果、役割分担、それからメリットにつきましては我々一緒にやまして、道州制が将来こうなるということを、7つの分野である程度まとめておりました。ただ、今の議論、やはりそういう具体的な情

報発信が非常に足りなかったかなというふうに、ちょっと反省をしております。もう少しこの、まあ20年という少し前の議論だったものですから、なかなかこれを俎上にのせない、ベースにしない議論をつい最近はしてきたのかなと思いますので、今後、なぜ道州制が必要かという原点に戻りながら議論をしていきたいというふうに思っております。各分野、ビジョン、道州制になればこういうふうな世の中ができるんじゃないかというふうにまとめておりますので、今後、周知を徹底したいというふうに思っております。

○大西一史委員 今の九州モデルについては私も十分内容を承知しているんですが、要は、だからそれを本当に熊本県の中できちっと各部で整理するという作業が、私はやっぱり必要だというふうなことを、もう一度申し上げておきます。

だからPRが足りないというんじゃないくて、さらにそれよりも、もう議論が進んできて法案まで出ようという段階になっているわけだから、であればという段階での整理が必要だということです。既に兵庫県あたりでは、道州制になるときのメリット、デメリットあたりは今論点整理、もう全部出していますよね。もう、ごらんになっていると思うけれども、今まだ中間報告の段階で、10月の半ばか、11月ぐらいに出ていましたけれども、そういうふうにとるところは、やっぱりやっているんですよ、自治体においてもね。だから、やっぱりそういう整理というのは、私は必要だと思いますので、申し上げます。

○重村栄委員 今、大西先生がおっしゃったこととかぶるのが多々あるんですけれども、大西先生がおっしゃったことにあわせて、町村長さんたちのお話、あるいは町村議会の議長さんたちのお話を聞いていて、それと皆さ

ん方等のお話を聞いていて、一方は非常に自分の足元のことのお話をされているけれども、皆さん方から聞くお話は、ビジョンをお話しになる。ここにすごく現実と理想のギャップがあるんですよ。私自身は、道州制のよさも理解しているつもりですし、問題点も感じている。両面あって、感覚的にはニュートラルで見ているんですけども、ただ話がかみ合っていないのは、この現実論と理想論の間のギャップが余りにも大き過ぎるから、ここでお互いがいつまでもかみ合わないだろうと思うんですね。議論が進まないと思うんですよ。

理想論だけしゃべるんじゃないで、一方で現実論をもうちょっときちっとしゃべっていかないと、このギャップは、いつまでたってもずっと埋まらないですよ。そんな感じがします。さっき私が質問したのは現実論のほうの話なんです。それで、出てくる答えはわずかなんですよ。本当は皆さん方が限界を感じているんだったら、これもあります、これもあります、これもありますと、ずっと出てこないかぬとですよ。出てこないというのは、さっき大西先生がおっしゃった整理が、皆さん方自身できてないということなんです。その中で話しても、相手には通じないはずなんです。そういった、皆さん方自身は、皆さん方自身としてのいろんな考えがあっていいんですけども、やっぱり聞くほうの求めている答えを出してやらないと、この話は全然かみ合わないし、進まないということだと思うので。そういった意味で、もう少し内部できちっと整理をして、どこにどういう問題点があるのか、自分たちは何を限界として感じているのか、そこから話さないで。自分たちが限界を感じてなかったら、限界だ限界だと言っても通じないんですよ。具体的にこういう限界がある、そういうことまできちっと整理をしていただいて、そしてお話をさせていただくように要望しておきたいと思

います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 これ地方分権のほうもいいんですね、一緒に。

○溝口幸治委員長 はい。

○松田三郎委員 地方分権の質問の前に、大西委員や重村委員がおっしゃったように、これは私の勝手な推測かもしれませんが、この委員会の性質は、前回の意見交換会の中で、皆さんスタンスは申し上げました。知事はああ言うけれども、恐らく皆さんはその限界を感じてないとか、余り知事が言うけん、ちょこちょこせないかぬたいというぐらいのことかな——マスコミいらっしやいますけれども——そういった、ある意味では同情的にそういう感覚もあるのじゃないか、だからそういう整理も進まないのかなというのを、ちょっと実感をいたしました。

来年の2月議会で、もしこの委員会、大体年度最後になろうかと思しますので、お二人がさっきおっしゃったように、例えば町村会、町村議会議長会の御心配に対して——もし進めるのであればですよ——その整理をして、デメリットもあるけれども、こういう一つ一つメリットもあるんですよ、これは今の枠組みでは無理だから道州制を推進しなければならぬというような、具体的な何かを出していただいて、しかも町村長さんたちの心配はこういうところでフォローできるんですよ——それは国がやることかもしれませんが——少なくとも知事が推進をしたいと言っているのであるならば、そこまで次の委員会までに何か出していただくような努力をしていただきたいというのが、意見の一つでございます。余り小原課長だけじゃ、ちょっと休憩していただいて、今度は報告事項もい

いですか。

○溝口幸治委員長 はい。

○松田三郎委員 財政課長から御説明がありましたけれども、きょうは教育政策課長も御出席だと思います。

確かに今まで政令市に関しては、制度上ねじれがあった。これは常任委員会等々でも指摘されていたことでした。比喩的に言いますと、政令市ができるまでは、県と熊本市は大体親子ぐらいだったのが、政令市になって兄弟ぐらいになった。兄・弟です。教育のこの分野に関して言うならば、まさに今回このままいくならば、人事もお金も、県にほぼ頼らなくても団結して執行できるようになると、まさに双子ぐらいになって余り言うことを聞かぬごとなるとじゃなかろうかと、表現はちょっとあれでございますが。

そこで、今も我々が聞いているところでは、県教育委員会と熊本市教育委員会は仲が悪いとまでは言いませんけれども、非常にやっぱり連携が——県のほうは、しましよ、しましよというようなスタンスだそうでございますけれども——必ずしもうまくいってない部分が多いという話も聞いております。

それで、この給料の面ですね、これは大きいと思いますけれども、人事、任命権プラス異動等もそうございましょうけれども、その給料、これがさっき言いましたように、熊本市教育委員会である程度独自にできるということになると、熊本市を含めた、例えば県の教育委員会がつくる計画でありますとか、あるいはいろいろな——これは熊本市、ほかの県内の市町村、教育委員会を全部含めた何か同じことをやらなければいけないというようなことに対して、当然熊本市もそれに対しては対象に入るべきものも結構あると思うんですね、引き続き。なのに——ここから先はちょっと質問しにくかですけれども——いろ

いろお願いなり要請なり——指導・監督という言葉は今使われるのかどうかわかりません——やった場合に、ちゃんと熊本市が——さっき言いましたように——言うことをしてもらえるんだらうかというような不安が漠然としてあるわけでございますが、その何か、いや、それはちゃんとできますよというような法的な根拠でありますとか、あるいは、そういうのはないけれども、こういった工夫や努力をしていますというのがあれば、教えていただきたいと思えます。

○能登教育政策課長 委員おっしゃいますとおり、給与あるいは人事権等につきましては、今般、指定都市、熊本市の方に移譲するということになります。

給与の水準も含めまして、一応法令の範囲内で熊本市が定めるということになりまして、実際の人事異動につきましては、もう既に熊本市が行っております。

ただ、県と市の協力関係につきましては、政令市移行後、本県の教育委員と市の教育委員の会合も頻繁に開いておりますし、懇親会と申しますか、そちらも開くなど円滑な関係ができますように留意しているところでございます。また、実際、熊本市の教育長も、私どもの教育長のところにもよくおいでになりますし、良好な関係が築かれているものと考えております。

また事務方につきましても、それぞれの担当の相手方、私の場合は市の教育政策課長がいらっしゃいますし、そちらともお互いに行き来しますし、人事関係では学校人事課長と教職員の向こうの課長も、よくと申しますか、定期的に会合を開くなど、意思疎通をできるだけ図るような対応をとっておりますし、引き続きこのような関係は継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

じゃあ確認ですけども、ここに書いてある任命権、定数、給与以外については、政令市であろうとも、ほかの県内の市町村教育委員会と同じような扱いといいますかね、と考えていいんですかね、それ以外の事項については。

○能登教育政策課長 それ以外に研修等につきましても、市のほうに移譲になっておりますし、実際の内容につきましても、教科書採択等につきましても熊本市でやられております。

○松田三郎委員 結構です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 今回の一般質問で、私は基礎自治体について聞いたんですけども、答えは今課長がおっしゃったように、いささか曖昧で余りよくわからなかったんですけど、そのヒアリングの中で、知事は推進論者として既存の町村、自治体を保持することを前提にして推進論に立っていると聞いたんですよ。今の町村は守っていくんだ、その前提に立って推進の立場で言われていると聞いたんですけど、いささか無責任じゃないかと思ったんですね。今の町村が保持されるならば、町村会なんかこんなことしなくていいんですけども、この道州制の導入によって町村会はなぜ反対するかというと、ここに書いてあるように、恐らくやっぱり小さい町村はなくなるであろうと。そういった心配があるからこうした反対をするんですが、知事は逆に守ることを前提にして賛成論をおっしゃっていると聞いたんですけども。それで本当に守れるならば、余り具体的なビジョンというのは示されないし、曖昧なことをここに書いてあるんですけども、例えばしっかりと担保される

ならいいんです。この道州制の議論の中で、今の町村を守っていくんだということがしつかりと確実に担保されているのならば、知事が言われているのもわかるんです。町村会がなぜ反対するかというと、それは、担保されていない不安があるからこういった反対をされていると思うんですけども。知事は、道州制になっても、今の町村が本当に担保されると確信を持っておられるんですかね。

○小原企画課長 確信というよりも、道州制がどうなるか、今後わからないですけども、準備として、あるいは道州制が成ったときを踏まえて、今の基礎自治体である市町村に基本的な住民サービスを行えるような仕組みをつくっていかなくてはならぬと、その上では県もしっかりそれを支援していきますという考えでございます。

○田代国広委員 道州制になったら法律的に県はなくなるわけでしょう。

○小原企画課長 県は、道州制になればなくなります。なくなりますが、その移行期間、そういったものを含めた間は、しばらくは県がそういったものを肩がわりするとか、県は残してもいいではないかというのが知事の考えでございます。

○田代国広委員 資料にも、そういった小さい自治体は、道州制のほうから手伝いして支えていくと書いてあるんですけども、今度の基本法案の中みたいなどころには。他方で違ったことが書いてあるんですよ。ですから、恐らくあれを書かないと反対するから、同意を得るために書いてあると思うんですけども。いずれ支援しておっても、やはりこの分権を進めるならば、最終的には受け皿として小さいところは収れんされていくであろうというふうな可能性が極めて高いというの

が町村会であるし、私もそう思っているんです。ですから、これを本当に担保されるならば余りこの議論はなくてもいいと思うんですけども、これ心配をしておりますので、ぜひそれが担保されるようにお願いしておきます。

○溝口幸治委員長 知事がおっしゃったのは、いわゆる市町村の自治体をどうするかというのは住民が決めることなので、もしも今の規模で残りたいという自治体があるのならば、それについては県としても最大限のお手伝い、配慮をしたいという話だったですよ。ね。（「そうです」と呼ぶ者あり）確認です。はい。いいですね、それで。はい。

ほかにございませんか。

○松岡徹委員 今までの議論の関係で、以前知事が道州制シンポジウムで発言しているので、なぜその道州制かというので、凝集性と多元性と言っているね。九州としての固まり、凝集性と多元性と。私は多元性というならば、わざわざそれぞれの県をなくさないで残して、それぞれの県の持ち味と九州のまとまりとしての持ち味をグレードアップをすると、これは両方あったほうがうまくいくと思うんですよ。

それからもう一つの具体例で知事が言っておったので、観光PRなんかで、九州の観光PRをするだけけれども、熊本県のところだけ色がついていて、あとはまっさらとかそうなっていると。そういうのを一つの例として知事がおっしゃっておったんだけど、今までの議論との関係でも、そんなものは観光PRでいえば、熊本も協調するけれども、九州各県の観光PRもあわせてやるようなことは当然可能でしょう。そんなことは何かこう、まさに瑣末なことをおっしゃるなど思っ

ていただいても。

○溝口幸治委員長 質問ですか。

○小原企画課長 そのような話を聞きまして——また申しわけございません、昨年、私、観光課長でございましたので——そのような九州一体となったパンフレットをつくらせていただきました。以上です。

○松岡徹委員 そういうことだと思うんですよ。その道州制にならなくても、いろんなことで連携してやっていけばできることがいっぱいあるし、九州のグレードアップも、各県のグレードアップもあわせてやるというような探求が必要じゃないかなというのが一つ。

もう一つ。去年の9月の委員会で、こういう問題提起というか、意見を述べたんですけども、何しろ道州制の論者というかな、共通しているのは明治以来の都道府県制はもう制度疲労、限界と言われてね。それで、これはお隣の重村委員が委員長だったときで、委員会でちょっと検討してほしいということで、全国知事会が地方分権下の都道府県の役割という研究会報告書を出しているわけね。その中で都道府県の現在の役割とか、将来像とか、かなり詳細に書いているんですよ。こういうのを委員会でも議論したらどうかというふうに問題提起をしたんだけど、私は、ちょっと執行部に聞きたいんですが、この報告書は3年間かかって、例えば西尾さんなんかも加わって、3年間も知恵を集めてまとめた報告書であるわけですね。まさに、その地方分権を進める中で、都道府県がいかにか大事か、今どういう役割を果たして、これからどうあるべきかというのを触れているわけですけども。さっきも話があつて、なぜ都道府県ではいけないのかという問題に対する回答でもあるわけですよ。都道府県でいいんだと、都道府県はこれだけ大事なんだという

ことがる書いてあるわけですけども、これについては熊本県としてはどういう扱いをしたのかですね。顔ぶれが変わっているからわからないかもしれぬけれども、どうですか。その点をまず最初に伺いたいと思います。

○溝口幸治委員長 報告書の存在。

○小原企画課長 まず報告書については、済みません、承知しておりません。その後どう対応したかも把握しておりません。申しわけございません。

○松岡徹委員 これは私は、その議会の図書室から借りてきたんですけども、執行部も持っていると思うんですが。問題は、これが出されて、これは平成13年なだけけれども、その後、僕は全国的にいろいろ調べてみたら、こういう研究報告書に基づいて、それぞれの県と市町村の役割とか、ここで提起されている問題について、各県が、例えば神奈川県、愛知県、山梨県、奈良県、青森県、岩手県、福島県とかが、この報告書に基づいた、そこそこの整理をしているわけですよ。熊本県には、そういうのがありますか。これ知らぬけん、すぐわからぬかもしれぬけれども、ちょっと読んだから。

○溝口幸治委員長 存在がわからないので多分、ないですよ。松岡先生、報告書を知らないとおっしゃっているの。

○松岡徹委員 これは知らぬかもしれぬけれども、熊本県としての地方分権下における熊本県の役割についてまとめた文書があるかということ。

○小原企画課長 申しわけございません。承知しておりません。

○松岡徹委員 それでね、私は知事にも言いたいですよ。この全国知事会が3年間もかけて、都道府県の役割がいかにか大事か、これからどういう役割を果たさないかぬかと。例えば、こんなふうに書いてあるんですけども、創刊の言葉で結論的なことで、これからの都道府県の役割としては、①広域的課題への対応、②市町村に対する支援、補完、③地域の総合的なプロデューサー、コーディネーターという3つの役割を担っていく存在となることが求められているとの結論を得たものであると、こう書いてあるわけですね。

だから、こういうものに基づいて熊本県としてのきちっとした分析と検証とプランニングをやって、その上で県ではだめなんだ、道州制なんだというなら百歩譲って話はわかるけれども、そんなのもしないで、夢だ何だかんだで道州制をやる、そういうあり方は、私はもう本当によろしくない。

きょう提起したのは、今わからないということだったから、もう駒崎さんたちもやめていないから、古い人たちにも聞いて調べてもらって、これは熊本県として歴史的にどういうふうに扱われたかということと、これに基づいて各県がやっているように、これは、ただ全国知事会が一般論としてまとめたわけじゃなくて、やっぱりそれぞれのところでプランニングをするように、分析をするようにまとめたものなんですよ。それがやられているのか、やられてないのかという事実の問題として、まずきちっと調べてもらって、ないならないと、なぜしなかったのかと、あるならばどういう中身があるのか、そこではどういうことが提起されているのか、それと今の道州制の関係というのはどうなるのかということ、今後引き続きちょっと伺っていきたいと思いますので、その点。

○溝口幸治委員長 今の松岡先生の、御要望

でいいですね。

○前川収委員 済みません、一つだけ。これは、答弁は多分要らないと思いますが、先ほど観光の九州何とか機構、何だったっけ。（「九州観光推進機構」と呼ぶ者あり）九州観光推進機構というのが頑張っていたていることは、よく存じております。

僕が言っていた一部事務組合と道州制と抜本的に違いがあって、多分観光というのは、ほぼ民間でやっていらっしゃる、それに行政が乗っかっているという状況なのかなと思って、それはかなり根源的に違うんです。

というのは——こんなことを我々議会側から言っちゃいかぬのかもしれませんが——その観光機構には議会は何ら役割はないんですね。広域の仕事であろうが、いわゆる役所の仕事ということから見れば、今の議会制民主主義の中では一定のチェックが必要だというのは、これは当たり前のことです。だから、さっきの話は、もちろんそれは多分、僕は民間と思っている。民間に県が応援していると。会長は、何か民間企業のJRの会長なんでしょう。ですよ、これ民間ですよ。もともと国営企業だったけれども、今は民間ですよ。民間の会長がやっている民間の機構に、行政が協力しているという見方で見ています。ただ、観光の場合はそちらのほうが機能的だろうと思いますから、それはいいですよ。ただ、御承知おきいただきたいことは、それそのものが道州制との比較としては、例としては少しおかしいということだけは御指摘させていただきたいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。（「委員長、済みません」と呼ぶ者あり）

○能登教育政策課長 申しわけございません。先ほどの松田委員からの御質問の際、定数と申し上げましたが、定数とセットで学級編制権につきましても当然移譲になっております。申しわけございません。

○溝口幸治委員長 ほかに何か発言ありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、続きまして閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 はい。なければ、これももちまして第16回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長